

TPP交渉 「環境」分野の交渉状況について

2011年12月22日
外務省経済連携課

1. 交渉の現状

TPP協定交渉における環境分野の交渉では、貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の義務を遵守すること等が主たる論点となっている。また、海洋資源保全、漁業補助金、違法伐採及びサメの保護等に関する提案もある模様。交渉は続いており、具体的にどのような内容が規定されるのかについては現時点で明らかではない。

2. TPPの輪郭

2011年11月（APECホノルル会合におけるTPP首脳会合後）に公表された「TPPの輪郭」では、環境の分野においては、環境に関する条文案が、環境保護の強化に資する貿易関連課題について効果的な規定を含むものであるべきという考え方を共有した上で、以下の点について議論している旨述べている。

- ・ 協定の実施を監督する効果的な制度的枠組と能力構築のための協力枠組
- ・ 海洋漁業、その他の環境保全についての課題、生物多様性、特定外来生物、気候変動、環境物品・サービス等の新たな課題に関する提案

3. 米国のグリーン・ペーパー

12月5日、米通商代表部（USTR）は「環境保全及びTPPに関するUSTRグリーン・ペーパー」を発表（別添）。その中で、野生動物・森林・海洋生物資源の保護のための国内法上の規制・措置等を維持する義務を含むTPPの保全の枠組みを提案したことを明らかにしている。また、保全の枠組みを補完するものとして、①特別に懸念される野生生物、②海洋漁業、③違法伐採とそれに伴う貿易、の3つの分野について、さらに特定の規定を提案したとしている。（ただし、提案された条文案については明らかにされていない。）

＜今後の予定＞

次回第11回TPP交渉会合は2012年3月初旬に豪州で開催予定であるが、環境分野の作業部会については、同1月下旬に中間会合が行われる予定。

【参考】TPP参加国間の既存のFTAにおける環境章の規定

P4協定（P4に付属する環境協力に関する協定）、米国が締結したFTA及びニュージーランド・マレーシアFTAには、高い環境保護水準を目指すこととした上で、環境関連の国際約束の義務を履行するための法規を確保することなどの規定が盛り込まれている。（なお、米国がペルーと締結したFTAには①環境関連の多国間条約の義務遵守^{【注】} ②義務遵守のための適切な国内施策の実施、③これらの規定に加盟国が違反した場合には一定の紛争解決（協定の下に置かれる理事会で解決を求めて協議され、その後に紛争処理メカニズムの活用）に従う旨の規定が盛り込まれている。）

その他のTPP協定交渉参加国間のFTAに環境章は設けられていない。

【注】具体的な国際約束：以下の多国間環境条約の下で締約国が負う義務
絶滅危惧種の保護に係るワシントン条約、オゾン層の保護に関するモントリオール議定書、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書、湿地保護に関するラムサール条約、南極の海洋生物資源の保存に関する条約、国際捕鯨取締条約及び全米熱帯まぐろ類委員会強化条約

（了）

(別添)

「環境保全及びTPPに関するUSTRグリーン・ペーパー」

(2012年12月5日米通商代表部(USTR)公表)
(公表文書中の米国提案関連部分)

平成23年12月
外務省

違法伐採や野生動物の違法な捕獲等の違法取引の問題は、世界貿易及び環境に影響を与えるもので、米国は、オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムと交渉している環太平洋パートナーシップ(TPP)はこの課題や他の貿易に関連する環境課題に取り組む好機だとみている。貿易・投資を増加し経済成長及び雇用を促進するという共通の関心を推進しつつ、TPP参加国はこの戦略の不可欠な一部として、有害な野生動植物の違法取引に対する協調した対処を含めることができる。

＜米国のアプローチ＞

米国は、TPPの環境章が、現行の天然資源を保全する努力を支援・強化し、アジア太平洋地域の生物の多様性を保護・保全する一方で、地域の貿易の増加を促進すると信じている。米国が提案したTPPの保全の枠組みには以下が含まれる。

- ・ 国内の法律、規則又は措置において、野生動物、森林又は海洋生物資源を保護する目的の国内法に違反して捕獲又は輸出された製品のTPP諸国間の取引を禁止することを維持する義務。そのような規定は、不法に入手された製品の取引を制限するという多くの国の最近の傾向を反映・強化するものである。
- ・ 不正取引の禁止義務の対象となる製品について、TPP参加国間の取引に関し迅速な報告及び情報共有を行うこと。これには、法の執行を目的とした情報共有を含む。
- ・ 不正取引の禁止義務の履行にあたって、TPP参加国の規制当局及び法施行当局間が協力するメカニズム。これには、作業部会の設置、取締機関の職員的人事交流、合同での法執行に関する会合、訓練及び調査、地域の法執行の

ためのネットワークの設立及びネットワークへの参加が含まれる。

- ・ 野生動植物の違法取引に取り組み、サプライチェーン・マネージメントを向上させるイノベーションを促進するために、非政府組織、民間部門、科学機関及び地方コミュニティとのパートナーシップを強化。

米国は、これらの一般的な約束が3つの分野（特別に懸念される野生生物、海洋漁業、違法伐採とそれに伴う貿易）において特定の規定によって補完されるよう提案している。

野生生物：米国は、全てのTPP交渉参加国が加盟しているワシントン条約に基づく措置の実施を補完する義務を通じて、TPPが直接的に、これらの資源の取引の問題に取り組むことが重要であると考えている。そうした義務には、特定の種に限定したワシントン条約決議を完全に実行することや、これらの種の保護のためのその他の適切な措置を通じて取り組むことが含まれる。

海洋漁業：米国及び他の一部のTPP交渉参加国は、過剰な漁獲能力や魚獲の一因となる補助金に関する提案を行った。これは、将来的に漁業補助金に関するWTOの多国間協定の方向性を示すものである。IUU（Illegal（違法）、Unreported（無報告）、Unregulated（無規制））漁業に関しては、米国は、関連する地域的な漁業管理機関や、地域におけるその他の取決めを通じて発展・実施されてきている措置を支持する義務について提案を行った。これには、漁獲証明制度(catch documentation scheme)、ポートステート（寄港国）に関する措置が含まれる。この地域におけるサメの生息数は特に危険にさらされており、米国は、この分野に関して、サメのひれ切りの慣行を抑止するための行動等について特定の義務を提案した。

木材（違法伐採）：米国は、木材分野に関して特定の義務を提案したが、これには、情報交換を通じて森林の担当官庁と貿易担当当局者間の調整を強化すること、法の執行に関する協力、及び、国内法の履行と執行に関連する産業界と市民グループが提携する機会が含まれる。これらの約束により、森林計画や政策決定において公衆がより参加し、透明性が向上するとともに、森林の保全、管理、精算及び取引に関する政府の能力や政策及び制度的枠組が強化されるであろう。

(<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/fact-sheets/2011/ustr-green-paper-conservation-and-trans-pacific-partnership> より関連部分を抜粋)